

答 申

第1 審査会の結論

「宮城県 高校の平成 年 月・ 月の職員会議録（全て）分掌毎の会議録」及び「平成 年 月・ 月に 高校教頭（ 高校校長）が校長や県教委に提出した請求者に関する文書」に記載された個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、宮城県教育委員会が行った本件開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

個人情報保護条例（平成18年宮城県条例第12号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により異議申立人が行った本件開示請求に対し、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成17年6月16日付け松高第143号及び平成17年7月4日付け松高第173号で行った不存在決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 職員会議録は、どの学校でも必ず記録を行う。また、分掌ごとの記録がないということはない。開示したくないので、ないと言っている可能性がある。

(2) 宮城県 から開示された文書に、教頭が請求者から受け取ったとする記録があり、実施機関からもその文書が出てきた。不存在というのであれば、その文書はどのような経緯で存在するのかわからない。教頭が実施機関や校長に提出しなければ、この文書は存在しない。

また、当該文書は、実施機関に として現実に存在している。受け取った文書の複写だというのが になっている。なぜ、不存在なのかわからない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述において述べている内容を総合

すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 宮城県 高等学校（以下「 高校」という。）において、平成 年当時、職員会議及び校務分掌毎の会議録（以下「本件会議録」という。）についてはそもそも作成をしておらず、会議録自体が存在しない。

なお、本件会議録の代わりとして、職員会議の次第及び資料（以下「本件会議資料等」という。）を保存していたことから、念のため、本件開示請求時及び本件異議申立て時に、本件会議資料等が編てつされたファイルを確認したが、それらについても、異議申立人に係る個人情報とは認められなかったものである。

- (2) 「平成 年 月・ 月に 高校教頭（ 高校校長）が校長や県教委に提出した請求者に関する文書」について、関係者に確認等を行ったが、当該文書を保有しているとは認められなかったものである。

第4 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利その他個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあっては原則開示の理念の下に解釈、運用されなければならない。

審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件対象個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、異議申立人が「宮城県 高校の平成 年 月・ 月の職員会議録（全て）分掌毎の会議録」及び「平成 年 月・ 月に 高校教頭（ 高校校長）が校長や県教委に提出した請求者に関する文書」に記載されていると主張する異議申立人に係る個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）である。

3 本件対象個人情報の不存在について

- (1) 「宮城県 高校の平成 年 月・ 月の職員会議録（全て）分掌毎の会議録」について

当審査会において、実施機関に本件処分の判断に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ、職員会議については、県立学校の管理に関する規則（昭和32年宮城県教育委員会規則第9号）第27条の5の規定に基づき設置が義務づけられているが、職員会議の会議録については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第15条に規定されている「学校において備えなければならない表簿」には含まれておらず、その作成は、あくまで各校長の裁量に委ねられているものであって、法令上その作成が義務づけられているものではない。また、本件会議録については、平成 年当時、 高校において作成していなかった事実を関係者から確認しており、なお、念のため、本件開示請求時及び本件異議申立て時に、本件会議資料等が編てつされたファイルを対象にして探索を行ったものの、これらについても、異議申立人に係る個人情報とは認められなかったことから、本件開示請求の請求内容を満たす個人情報は存在しないと判断したとのことであった。

このことを踏まえ、当審査会において、実施機関から本件会議資料等が編てつされたファイルの提示を受けて、その内容を確認したところ、本件対象個人情報が記載された行政文書等は見当たらず、なお、念のため、本件会議資料等についても確認を行ったが、異議申立人に係る個人情報が記載されているとは認められなかった。

したがって、本件対象個人情報を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

(2) 「平成 年 月・ 月に 高校教頭（ 高校校長）が校長や県教委に提出した請求者に関する文書」について

当審査会において、実施機関に本件処分の判断に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ、 高校の教頭（以下「教頭」という。）が、 教育委員会からの求めに応じ、平成 年 月 日に行われた異議申立人の授業研修に係る事案について、授業研修の合評会でのん末をメモとしてまとめた文書自体は存在するものの、関係者から確認したところ、当該文書については、教頭が 教育委員会に直接提出したものであり、 高校の校長（以下「校長」という。）又は実施機関に提出した事実はないことから、請求内容を満たす個人情報は存在しないと判断したとのことであった。

このことを踏まえ、当審査会において、実施機関から 高校職員の研修関係文書等が編てつされたファイルの提示を受けて、その内容を確認したところ、教頭が、当該文書について校長又は実施機関に提出したと認められる行政文書

等は見当たらなかった。

したがって、本件対象個人情報を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

4 結論

以上のとおり、本件対象個人情報につき、これを保有していないとして行った本件処分については、実施機関において本件対象個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

第5 審査会の経過

当審査会における処理経過は、別表（略）のとおりである。

答 申

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記載された個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、宮城県教育委員会が行った本件開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

個人情報保護条例（平成18年宮城県条例第12号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により異議申立人が行った本件開示請求に対し、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成17年6月29日付け教第143号で行った不存在決定（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

請求の内容に関する文書について、再度の検索を行うよう審査会に求める。

請求文書が実施機関の 〇〇の文書にあることを確認して請求をしているのである。審査会の委員には、 〇〇文書を、直接確認したうえで、審議を願う。請求文書は、実施機関などが重大な法にかかわる人権侵害を行ったか否かに関する文書である。実施機関の 〇〇関係文書に書類があるはずである。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の請求内容を満たす個人情報が記載された行政文書等を作成も保有もしておらず、請求内容を満たす個人情報が存在しないことから、本件処分を行ったも

したところ、教育委員会の職員が直接、教職員課に持参したものであるとのことであり、これらのことなどから、請求内容を満たす個人情報には存在しないと判断したとのことであった。

このことを踏まえ、当審査会において、実施機関から関係文書などが編てつされたファイルの提示を受けて、その内容を確認した。別紙の1から4の に関する請求については、異議申立人の 関係文書の提示を受け、その内容を確認したところ、請求内容を満たす個人情報が記載された文書は見当らなかった。別紙の5及び6の に関する請求についても、異議申立人の 関係文書の提示を受け、その内容を確認したところ、請求内容を満たす個人情報が記載された文書は見当らなかった。別紙の7の 文書の送付された事実が分かる証拠文書等の請求については、 文書が編てつされたファイル、文書收受簿等の提示を受けて、その内容を確認したところ、 文書自体は確認できたものの、 文書の送付された事実が記載された文書は見当たらなかったものであり、本件対象個人情報を保有していないとする実施機関の説明については、特段不自然・不合理な点はなく、首肯し得るものと認められた。

4 結論

以上のとおり、本件対象個人情報につき、これを保有していないとして行った本件処分については、実施機関において本件対象個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別表（略）のとおりである。

別紙

- 1 教育長が県教育委員会の委員の に行った助言内容が分かる文書
- 2 県教育委員会が, なるとして, を行ったことが明記された文書
(理由の1つ)
- 3 県教育委員会の委員や, 教育長, 教育課長, 教育管理官, 各課長が以下について読んで知った上で を行った文書
 - ・「請求者の 理由にある 」の日に, を申し出で責任者が承認を行ったことを知っていると分かる文書
 - ・きちんと上記のことが書いてある文書(月 日文書, 県教育委員会文書)
- 4 とする判断を県教育委員会が, 教育長が, 諸教育課長が, 教育管理官が, 行い, を実行したという記録が明記された文書
- 5 上記の による結果であると明記してある県教育委員会や 教育委員会文書
- 6 上記の は, 県教育委員会の職員が「 」と, 請求者に したためであるが, 県教育委員会として, そのような行為はないと明記している文書
- 7 県教育委員会に対して, 教育委員会から「 文書平成 年 月 日付け」送付された事実が分かる証拠文書
 - 受け取った人間の公務員氏名や部署が分かる文書やメモなどの記載物

答 申

第1 審査会の結論

「 小校長に送付したと同じ診断書」及び「 教育事務所が開示した職務命令書で 小全職員に発令されたひな型」に記載された個人情報の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、宮城県教育委員会が行った本件開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

個人情報保護条例（平成18年宮城県条例第12号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により異議申立人が行った本件開示請求に対し、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成17年6月27日付け教第138号で行った不存在決定（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

請求の内容に関する文書について、再度の検索を行うよう審査会に求める。

診断書は、宮城県 に存在している。審査会の委員には、綴りの検索を願う。

職務命令書は、 教育事務所から一度開示されている。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の請求内容を満たす個人情報が記載された行政文書等を作成も保有もしておらず、請求内容を満たす個人情報が存在しないことから、本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利その他個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては原則開示の理念の下に解釈、運用されなければならない。

審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件対象個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、異議申立人が、実施機関にも提出したとする「 小校長に送付したと同じ診断書」及び「 教育事務所が開示した職務命令書で 小全職員に発令されたひな型」に記載されていると主張する異議申立人に係る個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）である。

3 本件対象個人情報の不存在について

当審査会において、実施機関に対し本件処分の判断に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ、「 小校長に送付したと同じ診断書」に関し、異議申立人が実施機関にも提出したとする平成 年 月 日付け 小学校長あて文書については、そもそも実施機関では受理も、保有もしていないもので、その添付資料としての診断書も保有していないとのこと、また異議申立人が開示されたとする文書は、 小学校長が職員に対して発した文書であり、当該文書は、請求に言う「ひな型」ではないことから、請求内容を満たす個人情報は存在しないと判断したとのことであった。

このことを踏まえ、当審査会において、実施機関から、宮城県 が保有する欠席届等のファイルの提示を受けて、その内容を確認したところ、確かに診断書の写し等は確認できたものの、実施機関にも提出したとする 小学校長に送付したのと同じ文書に添付された診断書としては確認できず、請求内容を満たす個人情報

報が記載された文書は見当らなかった。また、「ひな型」については異議申立人が開示されていると主張しているが、「ひな型」であれば、個人情報は記載されていないことから、本件対象個人情報を保有していないとする実施機関の説明については、特段不自然・不合理な点はなく、首肯し得るものと認められた。

4 結論

以上のとおり、本件対象個人情報につき、これを保有していないとして行った本件処分については、実施機関において本件対象個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別表（略）のとおりである。

答 申

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記載された個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、宮城県教育委員会が行った本件開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

個人情報保護条例（平成18年宮城県条例第12号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により異議申立人が行った本件開示請求に対し、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成17年6月28日付け教第141号で行った不存在決定（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

請求文書は、研修員に配付されたもので、実施機関に存在する。また、その内容には、請求に関する記載がある。存在する文書を存在しないとするは、虚偽の可能性もある。

実施機関の 理由文書に、記載があるはずである。記載がなければ、にはできないはずである。誠実に捜して開示するように求める。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の請求内容を満たす個人情報に記載された行政文書等を作成も保有もしておらず、請求請求を満たす個人情報が存在しないことから、本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利その他個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては原則開示の理念の下に解釈、運用されなければならない。

審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件対象個人情報についてについて

本件異議申立てに係る対象個人情報は、異議申立人が、「研修先である高等学校に、研修する者が研修目的を達成できるよう研修の環境を整備すべき義務があると、明記されている研修の要綱文書」及び「別紙の2の事柄が記録された文書」に記載されていると主張する異議申立人に係る個人情報（以下、「本件対象個人情報」という。）である。

3 本件対象個人情報の不存在について

当審査会において、実施機関に対し本件処分の判断に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ、別紙の1の要綱文書に関する請求について、異議申立人が受けた 研修の当時の実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び授業実践研修の実施通知には、研修員が研修先での指示に従うべきことなど、主に、研修員の責務を明記しているものであり、宮城県 が、県立高等学校へ研修の協力を依頼していることなどを考慮しても、研修先の県立高等学校が研修員のために環境を整備すべき義務があるといったような県立高等学校側の責務を定めた記載はないとの

説明があった。

また、別紙の2の理由に関する請求について、同様に実施機関に対し説明を求めたところ、異議申立人は、の理由文書に記載があるはずであると主張するが、の理由は、(1)したこと、(2)したこと及び(3)ことであることから、請求内容を満たす個人情報存在しないと判断したとのことであった。

このことを踏まえ、当審査会において、実施機関から異議申立人の研修関係文書や関係文書が編てつされたファイルの提示を受けて、その内容を確認したところ、実施要綱には、異議申立人が研修目的を達成すべく研修環境を整備すべき義務があるといった、異議申立人に関する個人情報の記載は見当たらず、関係文書には、異議申立人が主張するような事実が記載された文書は見当たらなかったことから、請求内容を満たす個人情報は存在せず、本件対象個人情報を保有していないとする実施機関の説明については、特段不自然・不合理な点はなく、首肯し得るものと認められた。

4 結論

以上のとおり、本件対象個人情報につき、これを保有していないとして行った本件処分については、実施機関において本件対象個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別表（略）のとおりである。

別紙

- 1 請求者が、 高校研修を行うについて、県教育委員会や宮城県、 高校研修実施所が、請求者が研修目的を達成すべく研修環境を整備すべき義務があると、明記されている 研修にかかわる要綱文書
- 2 「 」「 」「年休病気休暇が承認されているにもかかわらず、しかも証拠のテープが変造加工され の証拠文書として 教育委員会が作成して をし、それを知りながら（文書に を申し出た事実が記録されていて県教育委員会の委員が読んでいる。さらにテープが証拠であるという校長文書を読んだ証拠がある） である」とする証拠を記録した文書

答 申

第1 審査会の結論

「平成 年 月 日の病休を請求者が申し出て許可承認された記録と添付診断書」に記載された個人情報の開示請求に対し、宮城県教育委員会が行った本件開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

個人情報保護条例（平成18年宮城県条例第12号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により異議申立人が行った本件開示請求に対し、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成17年6月23日付け教第129号で行った不存在決定（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

平成 年 月 日の病気休暇を請求者が申し出たのは、宮城県 に対してである。その請求の記録は 欠席届に記録され、その承認は、欠席届に記録されているはずである。 は当該書類の提出を受けた機関であり、その診断書は存在するので、開示すべきである。隠して存在しないということは、うそをついている。請求の内容に関する文書について、再度の検索を行う審査会に求める。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の請求内容を満たす個人情報が記載された行政文書等を作成も保有もしておらず、請求を満たす個人情報が存在しないことから、本件処分を行ったもので

ある。

第4 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利その他個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては原則開示の理念の下に解釈、運用されなければならない。

審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件対象個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、異議申立人が、「平成 年 月 日の病休を請求者が申し出て許可承認された記録と添付診断書」に記載されていると主張する異議申立人に係る個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）である。

3 本件対象個人情報の不存在について

当審査会において、実施機関に対し本件処分の判断に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ、病休・特別休暇等の承認は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（宮城県人事委員会規則 8 - 6）に基づき県費負担教職員の所属する市町村教育委員会が行うものとなっており、実施機関が承認を行うものではないこと、さらに、
の欠席届などを確認したが、承認を行った記録はなく、承認を行った記録が存在しないことから、その添付資料としての診断書も存在しないため、請求内容を満たす個人情報は存在しないと判断したとのことであった。

このことを踏まえ、当審査会において、実施機関から、
が保有する欠席届等のファイルの提示を受けて、その内容を確認したところ、確かに、欠席届の平成
年 月 日の欄には記載があるが、そもそも、実施機関は異議申立人の病休を承認できるものではなく、実施機関が病休を承認した記載ではないことから、承認された記録の添付資料としての診断書は存在しないことが認められた。よって、本件

対象個人情報を保有していないとする実施機関の説明については、特段不自然・不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

4 結論

以上のとおり、本件対象個人情報につき、これを保有していないとして行った本件処分については、実施機関において本件対象個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別表（略）のとおりである。

答 申

第 1 審査会の結論

「請求者が平成 年 月 日に 職員に暴行を受け傷害を負った。県教委は、その負傷は , , さらには他理由による負傷とするその証明となる文書を求める」との個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、宮城県教育委員会が行った本件開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定は妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

個人情報保護条例（平成18年宮城県条例第12号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により異議申立人が行った本件開示請求に対し、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成17年6月24日付け教第133号で行った不存在決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

実施機関の不開示理由は不存在のためであるが、文書は存在する。異議申立人は、平成 年 月 日に宮城県 職員に暴行を受け傷害を負った。そして、実施機関は、その負傷は , , さらには他理由による負傷であることを理由に、 を行った。その認定の決め手になった証拠の文書がないと を行ったことに矛盾する。

第 3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の請求内容を満たす個人情報が記載された行政文書等を、作成も保有

もしておらず、請求内容を満たす個人情報が存在しないことから、本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利その他個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては原則開示の理念の下に解釈、運用されなければならない。

審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件対象個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、異議申立人が「請求者が平成 年 月 日に 職員に暴行を受け傷害を負った。県教委は、その負傷は仮病、さ病、さらには他理由による負傷とするその証明となる文書」に記載されていると主張する異議申立人に係る個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）である。

3 本件対象個人情報の不存在について

当審査会において、実施機関に本件処分の判断に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ、異議申立人は、 研修中の平成 年 月 日に、 職員から暴行を受け傷害を負ったと主張するが、実施機関において、関係者から確認したところ、そもそもそのような事実があったとは認められず、また、異議申立人の は、 したこと、 したこと及び ことであり、実施機関は「 , ,さらには他理由による負傷」であることを理由には行っていないことから、本件開示請求の請求内容を満たす個人情報は存在しないと判断したとのことであった。

このことを踏まえ、当審査会において、実施機関から、異議申立人の 関係文書が編てつされたファイルの提示を受けて、その内容を確認したところ、本件対象個人情報が記載された行政文書等は見当たらなかった。

したがって、本件対象個人情報を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

4 結論

以上のとおり、本件対象個人情報につき、これを保有していないとして行った本件処分については、実施機関において本件対象個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

第5 審査会の経過

当審査会における処理経過は、別表（略）のとおりである。

答 申

第 1 審査会の結論

「平成 〇〇 年度の県教委と県顧問弁護士の法律相談に関する文書で請求者に関するもの」及び「平成 〇〇 年 〇 月 〇 日弁護士との相談文書を県教委内で見た者の氏名が分かる文書（供覧りんぎに類するもの）」に記載された個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、宮城県教育委員会が行った本件開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定は妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

個人情報保護条例（平成18年宮城県条例第12号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、異議申立人が行った本件開示請求に対し、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成17年6月30日付け教第151号で行った不存在決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

不開示理由は不存在のためであるが、両文書について、職員が上司に報告を行った文書が存在する。したがって、当該文書を見た職員及び上司の氏名が分かる文書、さらに、上司が報告を行うべき組織や上部の機関の職員の氏名が分かる文書が存在するはずである。

第 3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の請求内容を満たす個人情報が記載された行政文書等を、作成も保有

もしておらず，請求内容を満たす個人情報が存在しないことから，本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は，実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利その他個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより，個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益侵害の防止を図り，もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり，個人情報の開示請求にあつては原則開示の理念の下に解釈，運用されなければならない。

審査会は，この原則開示の理念に立って，条例を解釈し，以下判断するものである。

2 本件対象個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は，異議申立人が「平成 〇〇， 〇〇， 年度の県教委と県顧問弁護士の法律相談に関する文書で請求者に関するもの。」及び「平成 〇〇年 〇月 〇日弁護士との相談文書を県教委内で見た者の氏名が分かる文書（供覧りんぎに類するもの）」に記載されていると主張する異議申立人に係る個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）である。

3 本件対象個人情報の不存在について

(1) 「平成 〇〇， 〇〇， 年度の県教委と県顧問弁護士の法律相談に関する文書で請求者に関するもの」について

当審査会において，実施機関に本件処分の判断に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ，異議申立人に対する 〇〇 は，平成 〇〇年度までにすべて終了しており，平成 〇〇年度以降，顧問弁護士と異議申立人に関して法律相談を行った事実はなく，また，異議申立人に係る 〇〇 関係文書が編てつされたファイルに平成 〇〇年度までの異議申立人に係る顧問弁護士との法律相談に関する文書が編てつされていたことから，念のため本件開示請求時及び本件異議申立て時に，当該ファイルを対象にして探索を行ったものの，これらについても，本件対象個人情報は認められなかったことから，請求内容を満たす個人情報は存在しないと判

断したとのことであった。

このことを踏まえ、当審査会において、実施機関から、当該ファイルの提示を受けて、その内容を確認したところ、本件対象個人情報に記載された行政文書等は見当たらなかった。

したがって、本件対象個人情報を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

(2) 「平成 年 月 日弁護士との相談文書を県教委内で見た者の氏名が分かる文書」について

当審査会において、実施機関に本件処分の判断に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ、「平成 年 月 日弁護士との相談文書」（以下「本件相談文書」という。）については、当時の担当班長が、異議申立人に係る事案に関して、主に事務処理等の補助的な相談を行ったものを記録していたものであり、軽易な文書として扱っていたものであって組織内において供覧等は行っていないことから、請求内容を満たす個人情報は存在しないと判断したとのことであった。

なお、本件相談文書自体については、異議申立人に対し、本件開示請求とは別の個人情報開示請求により、すでに開示しているとのことである。

このことを踏まえ、当審査会において、実施機関から、本件相談文書が編てつされたファイルの提示を受けて、その内容を確認したが、本件相談文書に供覧された形跡等は見当たらなかった。

したがって、本件対象個人情報を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

4 結論

以上のとおり、本件対象個人情報につき、これを保有していないとして行った本件処分については、実施機関において本件対象個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

第5 審査会の経過

当審査会における処理経過は、別表（略）のとおりである。

答 申

第 1 審査会の結論

「宮城県 副所長が話したとおり，県教委の があった。 から県教委に提出した上記内容に関する文書。その時の話の内容については，確かである。（否認するなら裁判証言台にて確かさを）」との個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し，宮城県教育委員会が行った本件開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定は妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

個人情報保護条例（平成18年宮城県条例第12号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき，異議申立人が行った本件開示請求に対し，宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成17年6月21日付け教第118号で行った不存在決定（以下「本件処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

不開示理由は不存在のためである。しかし，上記の状況を証明する記録テープを異議申立人は保有しており，訴訟にて証拠提示する所存である。

第 3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の請求内容を満たす個人情報が記載された行政文書等を，作成も保有もしておらず，請求内容を満たす個人情報が存在しないことから，本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利その他個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあっては原則開示の理念の下に解釈、運用されなければならない。

審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件対象個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、異議申立人が「宮城県 副所長が話したとおり、県教委の裁判妨害があった。 から県教委に提出した上記内容に関する文書。その時の話の内容については、確かである。（否認するなら裁判証言台にて確かさを）」に記載されていると主張する異議申立人に係る個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）である。

3 本件対象個人情報の不存在について

当審査会において、実施機関に本件処分の判断に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ、異議申立人は、実施機関が を行ったと主張するが、実施機関において、関係者に確認したところ、実施機関が裁判の妨害を行ったという事実がないことは明らかであることから、請求内容を満たす個人情報は存在しないと判断したとのことであった。

このことを踏まえ、当審査会において、実施機関から、異議申立人に係る裁判関係文書が編てつされているファイルの提示を受けて、その内容を確認したところ、本件対象個人情報が記載された行政文書等は見当たらなかった。

したがって、本件対象個人情報を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

4 結論

以上のとおり、本件対象個人情報につき、これを保有していないとして行った本件処分については、実施機関において本件対象個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

第5 審査会の経過

当審査会における処理経過は、別表（略）のとおりである。

答 申

第 1 審査会の結論

「当時の社教班長 が、 校長になり県教委の 研修審議の協力委員になって、発言し発表した全ての文書」に記載された個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、宮城県教育委員会が行った本件開示請求に係る個人情報保有していない旨の決定は妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

個人情報保護条例（平成18年宮城県条例第12号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により異議申立人が行った本件開示請求に対し、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成18年3月28日付け教第612号で行った不存在決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

請求内容を満たすような個人情報は識別されず、作成も保有もしていないと実施機関は主張しているが、異議申立人について話している部分があるといううわさがあるので真偽確認のために審理願う。

班長（ 校長）が協力委員として を で指導した事柄について話している部分があると推量する。その中に、 を回復するために意図した研修内容が結果として研修教員に精神的負担を強いることになってしまい、そのような状況を話し、それを記録している文書があるはずであり、その記録は異議申立人の情報と特定できうる情報であり開示すべきである。

第 3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の請求内容を満たす個人情報が記載された行政文書等を、作成も保有もしておらず、請求内容を満たす個人情報が存在しないことから、本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利その他個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては原則開示の理念の下に解釈、運用されなければならない。

審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件対象個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、異議申立人が、宮城県 で研修を受けていた当時の班長であり、その後 校長になった 校長が、実施機関の「 研修審議」の協力委員になって、発言し発表した文書に記載されていると主張する異議申立人に係る個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）である。

3 本件対象個人情報の不存在について

当審査会において、実施機関に本件処分に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立人の個人情報開示請求にある 学校 校長（平成 年度当時。以下同じ。）が協力員として参画した会議は、「 研修審議」ではなく「 研究会議」（以下「研究会議」という。）であるため、不存在決定に当たっては研究会議に係る行政文書について探索を行ったものである。

(2) 研究会議は、 に対する対応の在り方について、学識経験者など10名の委員により検討を行ったものであるが、この中には2つの分科会が組織され、第一分科会は主に に関する事、第二分科会は主に優秀職員の表彰に関する事を審議し、メンバーには 研修教員の原籍校関係者、研修実施機関関係者及び校長会代表等7名の協力員を加えて、更に具体的な検討を行ったものである。

(3) 校長は、平成 年度に 班長として勤務した経歴から、研修実施機関関係者として分科会の協力員を委嘱されており、第一分科会の協力員4名の中の一人として参加していた。

- (4) 第一分科会は計3回開催されたが、このうち協力員が参加したものは、平成 年 月 日の第1回だけであり、協力員4名全員が出席している。その会議録を対象となる行政文書として特定し、異議申立人の個人情報を探したところ、
- イ 発言者は : 委員, : 協力員, : 事務局と記号のみで表記されており、協力員4名のうち誰の発言を記載したものが特定できない。
 - ロ 会議録の中に、異議申立人の氏名等に係る記載はない。
 - ハ 協力員の発言の中に、実施機関として 研修教員と関わった旨の記載があるが、この発言を 校長のものと推測しても、記載内容だけでは異議申立人の個人情報と特定できない。

以上から、当該会議録の中に請求を満たす異議申立人の個人情報は存在しないと判断し、不存在決定を行ったものである。

このことを踏まえ、当審査会において実施機関から、上記に関する関係文書が編てつされている文書ファイルの提示を受けて、

- イ 平成 年 月 日に開催された「 研究会議」第一回第一分科会の会議録の中の協力員4名の発言内容等を確認したところ、 校長が発言した部分が特定できない上、協力員の発言の中に 研修教員に関する記載はあるものの、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)ではないこと。
- ロ 「 研究会議」第一分科会の第二回、第三回の関係書類を確認したところ、 校長が会議には参画していないこと。

が確認されたことから、本件対象個人情報を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点はなく首肯し得るものと認められる。

4 結論

以上のとおり、本件対象個人情報につき、これを保有していないとして行った本件処分については、実施機関において本件対象個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

第5 審査会の経過

当審査会における処理経過は、別表(略)のとおりである。

答 申

第 1 審査会の結論

「請求者の情報で別添会議記録の内容，会議に用いられた資料（別添： 研究会議 第 1 回第一分科会）」に記載された個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し，宮城県教育委員会が行った本件開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定は妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

個人情報保護条例（平成 18 年宮城県条例第 12 号による改正前のもの。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項の規定により異議申立人が行った本件開示請求に対し，宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が，平成 18 年 3 月 28 日付け教第 613 号で行った不存在決定（以下「本件処分」という。）について，その取消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

請求内容を満たすような個人情報は識別されず，作成も保有もしていないと実施機関は主張しているが，請求文書については会議記録が公開されており，その中に異議申立人について話している部分があるといううわさがあるので真偽確認のために審理願う。

第 3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の請求内容を満たす個人情報が記載された行政文書等を，作成も保有もしておらず，請求内容を満たす個人情報が存在しないことから，本件処分を行ったものである。

第 4 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は，実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利その他個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより，個人情報の適正な取扱いの確

保及び個人の権利利益侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあっては原則開示の理念の下に解釈、運用されなければならない。

審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件対象個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、実施機関が、平成 年 月 日に開催した 研究会議第一回第一分科会において用いられた資料及びその会議録に記載されていると主張する異議申立人に係る個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）である。

3 本件対象個人情報の不存在について

当審査会において、実施機関に本件処分に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ、おおむね次のとおりである。

(1) 「 研究会議」（以下「研究会議」という。）は、 教員に対する対応の在り方について、学識経験者など10名の委員により検討を行ったものであるが、この中では2つの分科会が組織され、 研修教員の原籍校関係者、研修実施機関関係者及び校長会代表等7名の協力員を加えて、更に具体的な検討を行ったものである。

(2) 研究会議は分科会も含めて原則的に公開により開催しているが、平成 年 月 日の第1回第一分科会だけは、 研修教員の個人が特定される可能性があったため、非公開により開催したものである。

(3) その研究会議の会議資料及び会議録を対象行政文書として特定し、異議申立人の個人情報を探索したところ、以下のとおりであった。

イ 会議資料及び会議録の中に、異議申立人の氏名等に係る記載はない。

ロ 協力員の発言の中に、実施機関として 研修教員と関わった旨の記載があるが、記載内容だけでは異議申立人の個人情報とは特定できない。

以上から、当該会議録の中に請求を満たす異議申立人の個人情報は存在しないと判断し、不存在決定を行ったものである。

このことを踏まえ、当審査会において実施機関から、平成 年 月 日に開催さ

れた「研究会議」第一回第一分科会の会議資料及び会議録の提示を受け確認したところ、研修教員に関する記載はあるものの、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）ではないことから、本件対象個人情報を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点はなく首肯し得るものと認められる。

4 結論

以上のとおり、本件対象個人情報につき、これを保有していないとして行った本件処分については、実施機関において本件対象個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

第5 審査会の経過

当審査会における処理経過は、別表（略）のとおりである。